

安全データシート

【製品名】 サンフネール

1. 製品及び会社情報

【製品の名称】 サンフネール

【一般名】 不定形不燃材

【製品の概要】 ロックウール・せっこうプラスター・セメントを主成分とし、あらかじめ工場でプレミックスしたもので、現場で水と混練し、塗材や充填材等として不燃材を要求されている部位に使用します。

なお、「ロックウール」とは、高炉スラグ、珪石、玄武岩等の岩石を主原料とし、これらを熔融し、繊維化して製造された人造鉱物繊維をいう。

【会社情報】

会社名：日本ロックウール株式会社

所在地：〒104-0042 東京都中央区入船2-1-1 住友入船ビル3F

担当部門：技術部

担当者：岡田 公

電話番号：03-4413-1222

FAX：03-3552-6168

2. 危険有害性の要約

GHS分類：混合物としての分類

	分類項目	工業会評価
物理化学的危険性	火薬類	分類対象外
	可燃性・引火性ガス	分類対象外
	可燃性・引火性エアゾール	分類対象外
	支燃性・酸化性ガス	分類対象外
	高圧ガス	分類対象外
	引火性液体	分類対象外
	可燃性固体	区分外
	自己反応性化学品	分類対象外
	自然発火性液体	分類対象外
	自然発火性固体	区分外
	自己発熱性化学品	区分外
	水反応可燃性化学品	区分外
	酸化性液体	分類対象外
	酸化性固体	区分外
	有機過酸化物	分類対象外
	金属腐食性物質	分類不可
健康有害性	急性毒性（経口・経皮・吸入）	分類不可
	皮膚腐食性/刺激性	区分1
	眼損傷性/刺激性	区分1
	呼吸器/皮膚感作性	分類不可
	変異原性	分類不可
	発がん性	区分外
	生殖毒性	分類不可
	標的臓器/全身毒性（単回暴露）	区分3（気道刺激性）
	標的臓器/全身毒性（反復暴露）	区分1（呼吸器）
吸引性呼吸器有害性	区分外	

製品名 サンフネール
整理番号 111-11-D

作成日：11/11/28
改訂日：18/07/11

環境有害性	水生環境有害性（急性）	分類不可
	水生環境有害性（長期間）	分類不可
	オゾン層への有害性	区分外

GHS ラベル要素：



注意喚起語：危険

危険有害性情報：

- 重篤な皮膚の薬傷及び重篤な眼の損傷
- 呼吸器への刺激のおそれ（気道刺激性）
- 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害（呼吸器）

注意書き：

【安全対策】 使用前にすべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

保護手袋／保護衣／保護眼鏡または保護面／防じんマスクを着用すること。

製品使用時に飲食または喫煙をしないこと。

粉じんを吸入しないこと。

取り扱い後はよく手、顔を洗うこと。

【応急措置】 飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。直ちに医師に連絡すること。

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。直ちに医師に連絡すること。

眼に入った場合：眼をこすってはならない。水で15～20分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。

皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに、汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。汚染された衣類は再使用する場合には洗濯すること。ばく露またはばく露の懸念があり、気分が悪い場合：医師の診断／手当を受けること。

【保管】 水濡れしないようにすること。

部外者が触れないような措置をし、保管すること。

【廃棄】 内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成、成分情報

単一物質、混合物：混合物

化学名^{注)}：

	CAS 番号	官報公示 整理番号	含有量 (%)	安衛法 ¹⁾ 通知 対象物	P R T R 法 ²⁾	
ロックウール	-	-	27	314	非該当	非該当
せっこうプラスター	264499-65-0 (CaSO ₄ ·1/2H ₂ O) 471-34-1 (CaCO ₃)	1-122 (CaCO ₃)	47	非該当	非該当	非該当
ポルトランドセメント	65997-15-1	-	26	545-2	非該当	非該当

1) 労働安全衛生法, 2) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

注) 主成分及び上記法律 1) 2) の対象物質、その他危険有害性があると思われる原材料について表中に記載

4. 応急措置

- 吸入した場合：速やかに新鮮な空気のある場所に移し、咳等が治まらなければ医療処置を受ける。
- 眼に入った場合：異物感がなくなるまで清水で洗浄する。眼をこすってはならない。コンタクトを容易に外せる場合には外して洗うこと。
- 皮膚についた場合：付着した部分を石鹸水で洗浄し、やや熱めの温湯で洗い流す。外観に変化がみられたり、痛みが続く場合は直ちに医師の手当てを受ける。
- 飲み込んだ場合：水でよく口の中を洗浄したのち、医療処置を受ける。被災者の意識が朦朧としている場合、意識がない場合は、無理に吐かせないで、速やかに医療処置を受ける。

5. 火災時の措置

不燃性なので、火災時の措置は特になし。周辺火災の種類に応じて適切な消火を行う。

6. 漏出時の措置

床面などにこぼれた場合は、粉じんが飛散しないように静かに工業用掃除機等を用いて清掃し、空容器や袋等に詰めて、一般産業廃棄物と同様の扱いとする。

流出した製品が河川等に排出され、環境に影響を及ぼさないよう注意する。

7. 取扱い及び保管上の注意

[取扱い上の注意]

- 取扱いに際しては防じんマスクを着用し、必要に応じて、局所排気装置・除じん装置を設置する。
- 長袖の作業衣、保護手袋及び保護眼鏡を着用する。
- 取扱い後は、うがい、手洗い及び洗顔を励行する。

[保管上の注意]

- 安全上問題はないが、品質上水濡れ厳禁とする。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度・許容濃度

	管理濃度	許容濃度	
		日本産業衛生学会 2017	ACGIH 2018
ロックウール	3.0 ^{R)} mg/m ³	1 ^{f)} f/ml	1 ^{f)} f/ml
せっこうプラスター	該当せず ^{a)}	—	吸入性粉じん 10mg/m ³
セメント	3.0 ^{R)} mg/m ³	吸入性粉じん 1mg/m ³ , 総粉じん 4mg/m ³	吸入性粉じん 3mg/m ³ , 総粉じん 10mg/m ³

R) 吸入性粉じんとして

f) (上気道の一時的な機械的な炎症として)長さ5μm以上、直径3μm未満、アスペクト比(長さ/直径)3以上の繊維

保護具

防じんマスク

作業環境中の濃度が、上記の基準を超えるおそれのある場合は、防じんマスクを着用する。

防じんマスクの型式は、国家検定の取替式防じんマスク、使い捨て式防じんマスクがあり、濃度が高い場合は取替式防じんマスクを、濃度が比較的低い場合は使い捨て式防じんマスクを推奨する。いずれにしても顔面への密着の状態には特に留意し、フィルタの点検と交換などの保守管理を適切に行う。

保護眼鏡

必要に応じて、ゴーグル、サイドシール付き保護眼鏡など作業に適した保護具を使用する。

手袋・作業衣

手袋、長袖の作業衣など作業に適したものを使用し、皮膚が露出しないようにする。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態	：ウール状繊維と粉末の混合物
色	：灰色～白色
可燃性	：不燃物質
引火点	：不燃物質
発火性	：なし
自己反応性	：なし
爆発性	：なし

10. 安定性及び反応性

安定。水と反応して固化するが、反応は極めて穏やかである。

11. 有害性情報

(1) 急性作用

眼に入った場合・皮膚に付着した場合：

直接接触時はかゆみや紅斑を生じることがあるが、一過性で慢性の障害を生ずることはない。水と接触すると強アルカリ性を呈し、眼、鼻、皮膚に対し刺激性があり、眼の角膜、鼻の内部組織に炎症を起こす可能性がある。

また、セメント中に極微量のクロム化合物が含まれており、六価クロムに対して過敏である場合にアレルギーが起こる可能性がある。

吸入した場合：セメントは気道刺激性の報告があるため、一過性の刺激を受ける可能性がある。

(2) 慢性作用

発生する粉じん中に吸入性粉じん・繊維が含まれるので、長期間にわたり大量に吸入すると呼吸器系障害（じん肺）を生じるおそれと考えられる。しかし、現在において、ロックウールの取扱いにおいて、これに起因した障害が発生したことは報告されていない。

(3) 発がん性

ロックウールはグラスウールと共に IARC（国際がん研究機関）では、グループ 3（発がん性の分類できず：ヒトに対する証拠は不十分、動物に対する証拠は限定されている）に該当する。EC においては、グラスウールと同様にカテゴリー 2（発がん性があるかもしれない：このカテゴリーは化学成分により決定される）に分類されている。

欧州では、従来から販売されているロックウールはグラスウールと同様にカテゴリー 2（発がん性があるかもしれない：このカテゴリーは化学成分により決定される）に分類されている。一方、従来のロックウールと化学組成の異なる生体溶解性ロックウールが、欧州では製造・販売されており、これは「発がん性なし」に分類される。国内製造ロックウールについて、2004 年北里大学医学部で生体溶解性試験を行ったところ、欧州の生体溶解性ロックウールと同等の溶解性であることを確認している。

12. 環境影響情報

現在のところ、本製品に関する生態影響に対する研究報告や情報はない。
接触水はアルカリ性を呈するから環境に影響を及ぼさないように注意する。

13. 廃棄上の注意

廃棄する場合は、周辺環境中に粉じんが飛散しないように注意する。なお、ロックウール製品から発生する廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「がれき類」又は「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」に該当し、通常の産業廃棄物として取扱って差し支えない。

廃棄物の処理やミキサー等の洗浄水の廃水等は、水質汚濁防止法等の諸法令に適合するように十分留意しなければならない。

14. 輸送上の注意

危険性はないが、輸送中の包装の破損などによって粉じんが飛散しないように注意する。

国連分類：該当なし 国連番号：該当なし

15. 適用法令

労働安全衛生法：表示・通知対象物

(労働安全衛生法施行令別表第9 314 人造鉱物繊維、545-2 ポルトランドセメント)

粉じん障害防止規則：適用

消防法：適用なし

危険物船舶運送及び貯蔵規則：適用なし

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (PRTR 法)：適用なし

16. その他の情報**[改訂情報]**

改訂年月日	内 容
11/11/28	新規制定
14/06/30	MSDS→SDS、一部文献年号訂正、GHS 分類改訂 4 版への対応
16/05/19	「3. 組成, 成分情報」 単一製品→単一物質 「15. 適用法令」 2016/06/01 施行労働安全衛生法改正により、人造鉱物繊維が表示物質該当になった旨を追記
18/07/11	2018/7/1 付でポルトランドセメントが通知対象物になったため、改訂

[参考文献]

- 1) IARC : Monographs on the Evaluation of Carcinogenic Risks to Humans Vol. 81 (2002), "Man-made vitreous fibres"
- 2) 硝子繊維協会、セミックファイバー工業会、ロックウール工業会：「人造鉱物繊維 (MMMF) 繊維数濃度測定マニュアル」 (1992)
- 3) 硝子繊維協会、ロックウール工業会：「工事現場等における人造鉱物繊維濃度測定マニュアル」 (1995)
- 4) ロックウール工業会：ロックウール製品の特性と取扱い(2018)
- 5) ACGIH : TLVs and BEIs (2018)
- 6) 日本産業衛生学会許容濃度の勧告 (2017)
- 7) 化学物質総合情報提供システム：独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE)
- 8) 社団法人日本産業衛生学会：「短期鼻部吸入曝露実験による 2 種類のロックウールの肺内動態に関する研究」, 産業衛生学雑誌, 47 (臨時増刊号), 578 (2005)

この情報は新しい知見に基づき、改訂されることがあります。記載内容のうち、含有量、物理/化学的性質等の情報は保証値ではありません。危険・有害性の評価は、現時点で入手できる資料・データ等に基づいて作成しておりますが、すべての資料を網羅したわけではありません。